

長崎市発注工事における余裕期間制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事の始期 現場において工事に着手する工事開始日をいう。
- (2) 工事の終期 工事完成日をいう。
- (3) 余裕期間 契約締結日から工事の始期の前日までの期間をいう。
- (4) 実工期 工事施工に必要な期間（工事の始期から工事の終期までの期間で、準備、後片付け及び書類整理を行うものを含む。）をいう。
- (5) 全体工期 余裕期間及び実工期を合計した期間をいう。
- (6) 発注者指定方式 発注者が工事の始期を指定する方式をいう。
- (7) 任意着手方式 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方式をいう。

(余裕期間)

第3条 市長は、実工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定することができる。

2 受注者は、余裕期間において、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を不要とすること並びに現場に搬入しない資材等の準備を行うことができる。ただし、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

3 前項の余裕期間内において行う準備は、受注者の責により行うものとする。

(対象工事)

第4条 余裕期間を設定することができる対象工事は、長崎市が発注する建設工事を対象とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 災害復旧等の緊急性を要する工事
- (2) 単価契約による工事
- (3) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(昭和39年長崎市条例第12号)第2条に規定する工事
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項の規定に基づく契約による工事
- (5) その他余裕期間を設定することが好ましくないと判断される工事

2 市長は、次に掲げる工事については、余裕期間の設定に努めるものとする。

- (1) 年度末等の発注が集中する時期において、発注時期の前倒しにより発注者及び受注者双方の負担が軽減できる工事
- (2) 工事完成及び工事発注が集中する時期において、発注時期の前倒しにより現場代理人又は主任(監理)技術者の配置が効果的かつ円滑に行われることが期待できる工事

3 余裕期間を設定した工事は、任意着手方式により行う。ただし、国の交付金事業等であって、工事着手日の条件が付されている工事、河川工事で出水期により施工時期が制限される工事、観光シーズン等を避けて施工する工事等にあつては、発注者指定方式により行うことができる。

(制度の適用)

第5条 余裕期間の制度を適用する建設工事にあつては、入札公告及び現

場説明書に必要事項を明記するものとする。

(工期の設定)

第6条 受注者は、任意着手方式により行う工事について、余裕期間における任意の日を工事の始期と定め、契約の締結日前までに工期通知書(第1号様式)により発注者へ通知しなければならない。この場合において、当該契約に係る長崎市工事請負契約書に記載する工期は、実工期とする。

(余裕期間の変更)

第7条 任意着手方式により行う工事で余裕期間を設定したものは、余裕期間内における配置技術者の配置等の施工体制の確保が図られ、工事着手が可能となった場合に限り、受注者は、次に定めるところにより、発注者と協議し工事の始期を変更することができる。

- (1) 工事の始期を変更する場合においても、実工期の日数は変更しないものとし、工事の終期についても、工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとする。
- (2) 受注者は、契約締結後に全体工期内における工事の始期を変更しようとする場合は、工事の始期(始期を変更した工事にあっては変更後の始期)の7日前の日(その日が長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)に規定する本市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い本市の休日でない日)までに、長崎市工事請負契約書第62条に基づき、発注者へ工期変更協議申出書(第2号様式)により協議を申し出るものとする。
- (3) 発注者は、前号の申出書の内容に異議がないときは、その旨を承諾書(第3号様式)により通知するとともに、変更契約の手続きを行うものとする。

(工事实績情報システム (CORINS) の登録)

第 8 条 受注者が登録する工事实績情報システム (CORINS) の工期及び技術者情報従事期間は、長崎市工事請負契約書に記載された実工期とする。

(前金払の取扱い)

第 9 条 受注者は、工事の始期以降でなければ、前払金を請求できない。

(工事の中止)

第 10 条 発注者は、工事の始期以降でなければ、工事中止はできない。

(インフレスライド条項)

第 11 条 賃金等の変動に対する長崎市工事標準請負契約書第 25 条第 6 項 (インフレスライド条項) の運用基準に基づくものとし、請求日及び基準日は、工事の始期以降に適用できるものとする。

(その他)

第 12 条 契約保証の保証期間は、全体工期にて設定するものとする。

2 余裕期間を設定した工事に係る工期の開始日は、長崎市建設工事請負契約書に記載した工事の始期として設定した日とし、当該設定した日以前の余裕期間に、現場代理人及び主任 (監理) 技術者との当該工事に関する協議等を行うことができない (第 7 条に規定する工期の変更に係る協議を除く。)

(委任)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、任意着手方式によるものにあつては、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和8年3月3日告示第123号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市発注工事における余裕期間制度実施要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

工 期 通 知 書

年 月 日

（あて先） 長 崎 市 長

商号又は名称

代表者名

次のとおり工期を定めたので、通知します。

工 事 番 号：

工 事 名：

契 約 年 月 日： 年 月 日

工 事 の 始 期： 年 月 日

実 工 期： 工事の始期から 年 月 日まで（ 日間）

工期変更協議申出書

年 月 日

（あて先） 長 崎 市 長

商号又は名称

代表者名

次のとおり工期を変更したいので、協議を申し出ます。なお、内容に異議がないときは、変更契約手続きを行っていただくようお願いします。

工 事 番 号：

工 事 名：

契 約 年 月 日： 年 月 日

変 更 前 実 工 期： 年 月 日 から

年 月 日 まで

変 更 後 実 工 期： 年 月 日 から

年 月 日 まで

第3号様式（第7条関係）

承 諾 書

年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

長 崎 市 長

年 月 日に申出がありました工期の変更について、内容に異議がありませんので、次のとおり工期の変更契約手続きを行います。

工 事 番 号 :

工 事 名 :

契 約 年 月 日 : 年 月 日

変 更 前 実 工 期 : 年 月 日 から

年 月 日 まで

変 更 後 実 工 期 : 年 月 日 から

年 月 日 まで